

令和4年度 任意継続被保険者の標準報酬月額が取扱いが変わります

現 行・・・資格喪失時の標準報酬月額と、当健保組合の平均の標準報酬月額（34万円）を比較し、いずれか低い額を適用。

変更後・・・資格喪失時の標準報酬月額を適用。ただし、その額が83万円を超えるときは、83万円とする。（上限額）

※ 令和4年4月1日以降に任意継続被保険者となった方より適用。

※ 令和4年3月31日までに任意継続被保険者となっている方は、従前の取扱いのまま変更ありません。